

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

毛呂山町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

高齢化の進展等に伴い医療費の伸びが見込まれる中、国保の財政運営が大変厳しさを増していくことを踏まえ、持続可能な国保制度を堅持するため、広域化により財政運営上の多様なリスクを分散し安定化を図っております。国保の安定化を図り、国保のサービスを確保し、国民皆保険を守っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

保険税水準の完全な統一につきましては、現段階では確定されておりません。統一に向けて段階的に進めていき、引き続き課題解決に向けて取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

県では、国保財政の安定的な運営のため、法定外繰入は解消していくことを目標としております。医療費適正化対策や収納対策等、必要な対策に取り組みながら健全な国保運営を推進するとともに、定率国庫負担の引上げ等について国等に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】

国保の被保険者は、高齢者や低所得者が多く、医療費が高いといった構造的な問題を抱えているため、保険料負担率が高く、医療費に見合う税金の確保が困難な状況が続いております。保険税上昇の抑制や様々な医療ニーズに応じた対応につきまして、県へ要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

令和4年度の改正により未就学児の均等割は2分の1に軽減されております。対象年齢を広げるためには国等の財政支援が必須であると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

公平性の観点から、支払い能力に応じて賦課する応能分と受益に応じて等しく賦課する応益分のバランスが重要となりますが、保険税率の設定につきましては、被保険者の負担が重くならないように賦課割合を含めた税率設定は必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担の廃止につきましては、財政上厳しいと考えております。子どもの均等割負担廃止が制度化され、廃止分の税金が補填されるよう国等に要望してまいりたいと考えております。【住民課】

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

埼玉県においては、令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、赤字以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を解消することとしているため、ご理解いただきたいと存じます。

【住民課】

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

基金残高の状況や医療費の動向、保険税率の準統一の検討状況を踏まえて協議して

まいります。【住民課】

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

被保険者の税負担の公平性、納税相談の機会を設けるため、短期証及び資格証明書を交付しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

保険証は特定記録郵便で受取人様の郵便受箱に配達されるため、不在でも受け取ることが可能となっております。【住民課】

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、被保険者の税負担の公平を図るため、特別な事情がないにも関わらず、定期的な納税やご相談がない方に対してやむを得ず交付しているものです。特別な事情がある方には弁明の機会を設けて対応しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】

「資格確認書」につきましては国において取扱い詳細を検討しており、まとめ次第、保険者に示す方針となっております。国の動向を踏まえ対応を検討してまいります。【住民課】

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】

当町では短期証の対象世帯は3カ月としております。短期証の仕組みを通じて未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付の働きかけを行い、納税者に対する公平性を保つ必要性があると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

財政状況に配慮して減免の範囲を検討していきたいと考えておりますが、県内保険税率の準統一に向けて減免基準が統一基準となる方向性ですので、ご理解いただきたいと存じます。

【住民課】

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の 1.5 倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免につきましては、当町の減免基準は生活保護基準の 1.2 倍となっておりますが、近隣市町の動向を踏まえ検討していきたいと考えております。県内保険税率の準統一に向けて減免基準が統一基準となる方向性ですので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書の様式は条例や規則で定めておりますが、より簡便な申請書となるよう研究してまいります。【住民課】

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請書の提出は世帯主が行うことになっておりますので、医療機関の会計窓口での手続きは難しいと考えておりますが、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認により限度額適用認定証の提示が不要になっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

滞納者の対応につきましては、納税相談を実施し、生活状況の聞き取り調査を行い、中でも生活が困窮している滞納者には、各相談窓口を案内し、生活再建から滞納解消まで繋げることができるよう努めています。滞納整理につきましては、世帯の生活状況を十分に考慮し、住民に寄り添った対応してまいります。【税務課】

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

給与や年金の差押えについては、法律により差押え禁止額が定められており、基本的にはそれを超えて差押えすることはできません。最低生活費を保障するため、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差押え可能財産がある場合に執行しています。

【税務課】

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金についても差押えの対象となりますが、他の差押え債権と同様、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差押えの可否を判断しています。【税務課】

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険は、収入の多寡にかかわらず加入しなければならず、そのことが滞納の原因の一つとなっていると考えられます。世帯ごとに生活状況は異なり、滞納理由も異なることから、納税相談を実施し、制度を理解していただくとともに、自主納付につながるよう努めていきます。【税務課】

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金は、被用者が療養のため労務に服することができないときに、生活費に充てるため賃金にかわるものとして支給するものであることから、被用者以外の被保険者は、支給対象となりません。被用者以外の方への傷病手当金の支給が財政支援の対象となるよう、県内市町村と情報共有を図り、国等に要請してまいります。【住民課】

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

個人事業主、フリーランスにつきましては対象外となっておりますが、対象を拡大することや誰もが休みやすい環境を整備することは重要だと考えております。しかしながら、就業状況や収入の把握が困難であることなどから、新型コロナウイルス感染症による被用者への傷病手当金のみ財政支援の対象となっております。今後、対象を拡大し条例改正するためには、国等からの財政支援が不可欠となりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

現在公募しておりませんが、今後委員の公募について検討してまいります。【住民課】

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

協議会議事録につきましては開示請求により公開しておりますが、意見が反映されるよう研究してまいります。【住民課】

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

特定健診は、令和3年度から自己負担なしの無料で実施しております。【保健センター】

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診とガン検診の同時受診については以前から実施しているところですが、今後もより受診しやすい環境を整えていくよう努めてまいります。【保健センター】

③ 2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

受診率を向上させるため、対象者が受診しやすいように、令和3年度から特定健診は自己負担なしで無料で実施しております。また、未受診者に送付する勧奨通知を工夫し、受診率の向上につなげてまいります。【保健センター】

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

健診等事業実施において、委託先と町との契約書の中で、個人情報の取り扱いについて規定しており、個人情報保護を管理しております。【保健センター】

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立ててきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

令和4年度末の128,275,494円でございます。【住民課】

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

基金残高の状況や医療費の動向、保険税率の準統一の検討状況を踏まえて検討してまいります。【住民課】

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めたことにより、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、若い世代の保険料負担の上昇を減らしていくことが重要な課題と認識しております。

窓口負担の見直しにより必要な受診が抑制されることのないよう配慮措置として、外来受診について、令和4年10月の施行後3年間はひと月あたりの負担増を最大でも3,000円に収まるような措置を導入することとなっております。

また、心身ともに健康でいられるよう町といたしまして、保健事業と介護予防等の一体的な実施等に積極的に取り組むとともに、国等の動向に注視し、必要な場合には、埼玉県広域連合を通じて要望等を提出していきたく考えております。【高齢者支援課】

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

後期高齢者医療制度につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」等関係法令に基づいて、都道府県単位で広域連合が保険者となるものでございます。軽減につきましても広域連合の条例で定められておりますので、国が実施したものをそれぞれの地方自治体が独自に軽減するという事は難しいと考えております。【高齢者支援課】

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者の見守りや健康状態の把握については、対象者が低所得であるか否かにかかわらず、必要な対象者が地域での生活を継続できるよう、訪問を中心とした実態把握調査や見守りを行っております。また、緊急通報システムの設置や給食(配食)サービスを通じ、緊急時の連絡体制や安否確認を兼ねた見守りも実施しております。さらに、レセプト情報等から医療機関未受診の高齢者を抽出し、健康状態不明者として介入しております。

今後も地域包括ケアシステム推進のため、関係機関と連携し住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整えて参ります。【高齢者支援課】

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

当町では、一般介護予防事業として、近年、注目の高まる高齢者の「フレイル」に特化した講座(いきいきシニア講座)を「健康長寿で元気アップ教室」と題して言語聴覚士・管理栄養士・理学療法士による口腔機能・栄養・運動についての講義を行っており、フレイル対策の一助として健康長寿に資するものと考えております。

また、特定健診や後期高齢者健康診査の自己負担金を無料にするなど、健康長寿を目指した保健事業を推進して参ります。【高齢者支援課】

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

特定健診、後期高齢者健康診査及び歯科検診につきましては無料で実施しております。人間ドックの助成につきましては、国民健康保険被保険者への助成制度と同様に、受検に要する費用の2分の1以内で3万円を上限に助成を行なっている状況でございます。難聴検査につきましては、現在実施しておりませんが近隣市町村の動向に注視し検討して参ります。自己負担の廃止につきましては、後期高齢者以外の方の各制度との整合性・負担の公平性・財政面などから検討すべきものと考えております。【高齢者支援課】

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

高齢者の聞こえ支援は、社会生活を維持する上で大変重要なものと認識しております。また、聴力に問題があると思われる被保険者に対しては、適切な受診を促すことが必要であると考えます。しかしながら、加齢性難聴者に対する補聴器の助成は治療を目的とする医療保険制度にはなじまないものとして、医療給付の対象とはなっておりませんので創設は困難であると考えておりますが、国等の動向等に注視し、埼玉県広域連合を通じて要望等を提出していきたいと考えております。【高齢者支援課】

3. 地域の医療提供体制について

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

埼玉県は埼玉県地域保健医療計画において、各地域ごとに将来の必要病床数の見込みを出しています。地域医療構想の推進につきましては、医師会や医療機関、県、保健所等により協議されており、病院の再編や縮小の動向について適宜把握に努めるとともに、近隣市町と連携して参ります。【保健センター】

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

看護学生等の地域実習の受入により、医療従事者の育成について支援しており、今後も継続いたします。【保健センター】

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

- (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症は引き続き、感染拡大の可能性がございます。今後も新型コロナウイルス感染対策の対応に配慮しながら、保健予防業務の充実の推進のため、適正な人員配置に努めて参ります。【保健センター】

- (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症における保健所の業務については、職員の増員や体制強化に向けて、国・県が対応していると聞いております。町では引き続き国・県の感染症対策の動向等、情報収集に努めて参ります。【保健センター】

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

5類相当に移行し、無症状者の検査は、抗原検査キットなどによる自己検査をする状況となっております。今後の感染拡大による国の方針等を参考にしながら必要に応じて検討いたします。【保健センター】

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】

5類移行後、有症状者の受診可能な医療機関が限定されなくなり、PCR検査や抗原検査は、かかりつけ医等で保険診療で受けられるようになりました。また、無症状で感染が心配な人は、薬局等で自己負担で購入できる抗原検査キットの使用が勧められています。今後、感染拡大状況や国の方針に基づき、対応を検討して参ります。【保健センター】

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設され、給付と負担の関係が明確な「社会保険方式」、利用者の自立をサポートする「自立支援」と利用者の選択により多様なサービスを受けられる「利用者本位」に基づいて実施されております。

また、介護保険財政は、被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財源の50%について公費が投入されております。

利用者の負担増加につきましては、介護給付費の増加が主な要因と考えられますので、引き続き自立支援や介護予防、重度化防止の取組みを実施するほか、給付の適正化に努めて参りますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、令和4年12月20日、厚生労働省社会保障審議会・介護保険部会で取りまとめた意見によると、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」への移行や、ケアプランへの自己負担導入については、「第10期計画の開始までの間に検討を行い、結論を出す」とされ、次期改正では見送られました。一方、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大については、同部会で引き続き議論し、令和5年夏までに結論を得るとのことですので、国の動向に注視して参りたいと存じます。【高齢者支援課】

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第1号被保険者の介護保険料につきましては、各市町村が3年ごとに策定する「介護保険事業計画」（第9期計画期間は令和6年度から令和8年度まで）に基づく介護サービスの見込により算出し、基本的に3年ごとに改定するものとなっております。本町におきましても、計画期間中の必要となる介護サービス見込量の推計を基に算出し、現在の基準額は年間55,200円で県内では3番目に低い介護保険料となっております。

また、今後も引き続き介護予防事業の積極的な推進、介護給付の適正化などを実施し、保険料の上昇をできる限り抑制して参りたいと考えております。【高齢者支援課】

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

保険料の独自軽減制度につきましては、所得段階が第2段階の低所得者の方を対象に軽減措置を実施しております。介護保険財政の安定運営のためにも現状では新たに独自減免制度を創設する予定はございませんのでご理解いただきたいと存じます。

介護保険料の減免につきましては、介護保険法第142条の規定に基づき、本町の条例に基準が定められておりますので、被保険者個々の実情を考慮するとともに、当該条例の範囲内で対応して参りたいと考えております。なお、東日本大震災により被災した被保険者に対しましては保険料を半額減免しております。【高齢者支援課】

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険は、利用者の多様なニーズに合わせてサービスを選択し、組み合わせて利用する制度となっており、要介護度ごとに標準的に必要と考えられるサービスの組み合わせを勘案し、限度額が設定されております。

現在、限度額の上限を超えた分については、全額自己負担となっております。超過分の独自助成につきましては、財源が限られており保険料の上昇に繋がるため、難しい状況でございますが、今後も給付の適正化を行い、適切なサービスが確保できるよう努めて参りますのでご理解いただきたいと存じます。【高齢者支援課】

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

負担限度額認定証の更新事務の際は、不利益が生じることがないように実態把握を実施しております。今後も利用者の負担軽減となる「高額介護サービス費」や「特定入所者介護サービス費」制度の周知等により、利用抑制とならないよう努めて参りますのでご理解いただきたいと存じます。【高齢者支援課】

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについては、食費、居住費の自己負担限度額がなく、また助成も行っておりません。助成に関しては、保険料の上昇に繋がるため難しい状況ではございますが、他自治体の動向を踏まえ研究して参りますのでご理解いただきたいと存じます。【高齢者支援課】

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、地域の介護サービス等の継続的な提供を支援することを目的として、物価高騰の影響を受けている町内の介護サービス事業所に対して「介護サービス事業者物価高騰対策支援金」計5,550,000円を交付し、事業継続を支援して参りました。

今後とも、国・県と連携し、介護事業所の支援を検討して参ります。

なお、介護事業所の経営状況につきましては、介護給付費請求状況を適宜確認し、利用状況の把握に努めております。【高齢者支援課】

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

令和5年3月13日よりマスクの着用は個人の判断に委ねられることとなりましたが、高齢者等、重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨するとの通知が、厚生労働省より示されているところです。

過去に、毛呂山町独自の支援策として手指消毒用アルコールの配布、国による使い捨て手袋の配布や県によるマスクの配布等により、町内の事業所に対して感染防止対策を支援して参りました。現在、町独自の支援は行っておりませんが、今後も国・県と連携し、事業所の支援を行えるよう検討して参りますので、ご理解いただきたいと存じます。【高齢者支援課】

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

令和5年春開始の新型コロナワクチン接種につきましては、初回接種（1・2回目接種）を完了した人で、最後に接種した日から3か月以上経過した「65才以上の高齢者」、「基礎疾患を有する人（5歳から64歳）、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める人」または「医療従事者・高齢者施設従事者」に該当する人を対象に実施しております。

介護職員や利用者に対して、優先的に接種する制度はありませんが、令和5年春開始のワクチン接種に該当する人へは、5月上旬より接種券を順次郵送しております。

なお、埼玉県によるPCR検査等無料化事業は令和5年3月末で終了し、町単独での実施予定もございませんが、引き続き感染防止対策に努めて参りますので、ご理解いただきたいと存じます。【高齢者支援課】

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームは、町外に居住する高齢者も入所可能な施設であり、埼玉県が広域での必要量等を考慮し、事業所の指定を行っております。なお、本町には特別養護老人ホームが現在

3施設あり、定員は310床となっており、近隣及び同一人口規模市町村と比較して充足しているものと考えております。

小規模多機能施設や在宅サービスの基盤整備につきましては、第8期計画では新たな施設整備は予定しておりませんが、適切な介護給付を行って参りますのでご理解いただきたいと存じます。【高齢者支援課】

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターでは、高齢者の総合的な相談窓口として、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職を配置し、多職種が連携して高齢者の支援にあたっております。

毛呂山町では、直営の地域包括支援センターのほか3か所の支所を設置し、連携して支援を行っております。【高齢者支援課】

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

埼玉県と連携し、県の介護人材確保・定着促進事業を活用して、町内事業所の介護従事者の人材確保支援に努めて参ります。【高齢者支援課】

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

ケアラー支援は行政や関係団体、事業者、そして住民など多様な主体が相互に連携し「ケアラーが孤立することのないように社会全体で支えていく」ことが重要であります。

特にヤングケアラーが孤立しやすい理由としては、周囲に対して「自身がケアラーであること」や「学業と介護の両立が負担であること」などの声が上げ難いことと、同世代の人間関係のなかでは周囲の人も若いため、介護そのものに対してイメージが掴みにくく「気づき」が遅れがちになることなどがあると思われれます。そのため、ヤングケアラー本人に対してのみ、支援を行えば良いというものではなく、同世代の人たちがこの問題を認識し、理解を共有することが重要であると考えております。

当町では、令和2年度より町内の中学3年生全員を対象に、県地域包括ケア課で作成した小冊子「みんないつかは年をとる ヤングケアラー編」を配布し、周知を図って参りました。この冊子は「周囲を頼ることの大切さ」と周囲の人の「気づきと支えの大切さ」が短編漫画になっており視覚的に理解しやすく描かれております。

今後も、関係各課や関係機関と連携を図り、ケアラー支援を実施して参ります。

【高齢者支援課】

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよ

う県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金は、高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため地域の課題を分析し高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者のP D C Aサイクルの取組を制度化したことにより創設された交付金です。保険者である町は、各種事業の効果・検証を踏まえ、高齢者の健康寿命の延伸や重度化防止に向けた取組が必要であると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【高齢者支援課】

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護保険制度は、給付（サービスなど）と負担（保険料など）の関係が明確な社会保険方式が採用されておりますが、被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財源の50%について公費が投入されております。

利用者の負担増加につきましては、介護給付費の増加が主な要因となりますので、引き続き自立支援や介護予防、重度化防止の取組を実施するほか、給付の適正化に努めて参りますので、ご理解いただきたいと存じます。【高齢者支援課】

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

計画に反映するように努めてまいります。【福祉課】

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

令和2年度より緊急時の受け入れ・対応機能として緊急ショートステイ事業を実施しております。今後も緊急対応が必要とならないような支援を推進するとともに、必要な際に利用しやすい体制づくりに努めてまいります。【福祉課】

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

事業の必要性を検討し、計画的に実施してまいります。【福祉課】

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれく

らの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

施設入所支援、共同生活援助を支給決定している方の中で、空きがなくて利用できないという相談はいただいております。【福祉課】

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

障害者や家族の高齢化に伴う緊急時の対応について、地域包括支援センター等をはじめとする関係機関と連携して、個々の状況に応じて適切に対応してまいります。【福祉課】

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

福祉の仕事のやりがいや魅力について発信するとともに、学校等における福祉体験を通じ、福祉を理解する機会の確保により、一層の理解促進に努めてまいります。【福祉課】

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。一部負担金の導入については現在のところ導入予定はございません。【福祉課】

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。【福祉課】

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障害の特性を理解し、必要な支援が提供できるように関係機関と連携して参ります。【福祉課】

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

実施しております。【福祉課】

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用実績等踏まえ、検討してまいります。【福祉課】

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

町単独で利用料の一部を補助し、利用者の負担軽減を図っております。【福祉課】

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

令和3年度から、一人あたりの1年間の配布枚数を24枚から36枚に増やしました。また、令和5年度から2枚まで利用できるようになりました。補助券の交付につきましては、町単独での検討は難しいと考えております。【福祉課】

②福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

町では、福祉タクシー利用料助成事業については介助者等の利用制限や所得制限、年齢制限を設けておりません。令和4年度から福祉タクシー利用料金助成事業と選択制で、重度心身障害児を対象に自動車燃料費助成事業を実施しております。【福祉課】

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村の実施状況を把握し、必要に応じて県へ働きかけてまいります。【福祉課】

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてくだ

さい。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿の登載につきまして、家族の有無は条件としておりません。名簿登載者から同意を得て、個別支援計画の策定を進めてまいります。【福祉課】

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

災害対策基本法施行規則の改正による運営指針に基づき、防災担当課とともに適切に対応してまいります。【福祉課】

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害発生時、避難所以外で避難生活をしている人についても、救援物資が届くよう、防災担当課とともに検討してまいります。【福祉課】

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

本人の同意を得ることを基本としながらも災害時において協力いただける民間団体への名簿の開示のあり方についても防災担当課とともに検討してまいります。【福祉課】

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

必要に応じて対策本部を設置しております。【福祉課】

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

障害福祉事業所等への衛生用品の提供については、埼玉県と連携して対応してまいります。

【福祉課】

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

必要に応じて、実施機関に伝えてまいります。【福祉課】

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

障害者の特性に配慮した対応について、保健担当課と連携してまいります。【福祉課】

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

令和4年度におきまして、物価高騰対策支援事業として支援金を給付しました。今後とも県内市町村等の動向を注視し検討してまいります。【福祉課】

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

難病患者につきましては町では把握しておりませんが、障害福祉サービスの支給決定を受けている方はおります。雇用につきましては、人事部局と連携してまいります。【福祉課】

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

本町においては、待機児童はおりません。【子ども課】

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、利用定員の範囲内の入所であり、定員の弾力化を行っておりません。【子ども課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

本町では、令和5年4月1日現在の0歳から5歳の人口758人に対して保育所5園、認定こども園2園、小規模保育施設1園の8園、利用定員651人であり、このほかに町内幼稚園1園、利用定員180人と十分な施設数と受入れ人数を確保しております。【子ども課】

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

支援が必要な児童の受入れについては、主に公立保育所で行っております。きめ細かな支援を可能とするため、配置基準以上の保育士を配置して対応にあっております。【子ども課】

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

前述のとおり、本町には待機児童がなく、少子化の影響により児童数も減少しているところであり、既存保育施設の適正な運営を考慮すると、これ以上認可保育所を増やすことは難しいと考えております。【子ども課】

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

本町では、令和5年4月1日現在の0歳から5歳の人口758人に対して保育所5園、認定こども園2園、小規模保育施設1園の8園、利用定員651人であり、このほかに町内幼稚園1園、利用定員180人と十分な施設数と受入れ人数を確保しており、利用者のニーズに合わせて少人数で保育を実施する小規模保育から集団での保育を実施する保育施設まで選択可能となっております。

町としても、国や県の補助金を活用し、各園が保育士を確保し、安全できめ細かい保育を実施できるよう支援してまいります。【子ども課】

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

本町では、独自の補助として保育充実費補助金を設けており、受入れ児童数に応じて毎月施設に補助を行うことで、保育士の処遇改善を図っております。

また、配置基準の見直しについては、現時点では正式な通知はありませんが、今後、県からの通知を確認し、適切に対応してまいります。【子ども課】

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】

0歳から2歳の保育料については、国基準の保育料より大幅に負担額を下げているところであり、さらに町独自に兄弟の年齢に関係なく第3子の保育料を無償としているところです。

【子ども課】

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】

給食副食費については、保育料と同様に兄弟の年齢に関係なく第3子の給食副食費を町独自に無償化しております。

さらに、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症に関する町独自施策として、3歳児以上の給食副食費を無償化しました。

また、令和5年度については、町単独財源で、1年間、3歳児以上の給食副食費を半額に減額しています。【子ども課】

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

本町には認可外保育施設が2か所ございますが、毎年度町による立入調査を実施して、2施設ともに、基準を満たしており証明書の交付を行っているところです。【子ども課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

本町では、保育ニーズに合わせた保育所数および利用定員となるよう調整を行っており、保育

施設の適正な運営を確保できております。

また、育児休業取得によって、既に入園している兄弟についても継続入所を認めているところ
であります。【子ども課】

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

本町の学童保育では待機児童はなく、必要とする全ての世帯が入所できております。また、小学校の転用可能教室を活用した学童保育所の整備を行うなど、1支援の単位40人前後、児童1人あたり1.65㎡程度の適正規模で保育できるよう務めております。【子ども課】

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

令和4年2月より、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用し、放課後支援員の処遇改善を行いました。令和4年4月にはさらに基本給のベースアップを行い、処遇改善に努めております。今後も、放課後児童支援員等の確保や安定的な雇用を図るため、町の財政状況や今後の利用予測人数等をふまえたうえで、学童保育所の運営者とともに処遇改善について検討してまいります。【子ども課】

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本町につきましては対象施設はありません。【子ども課】

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

子ども医療費の現物給付の対象年齢につきましては、就学前までを、令和5年10月分診療分から18歳年度末までに引き上げて実施してまいります。【子ども課】

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

子ども医療費の受給対象年齢を大学生まで拡大することにつきましては、県の補助対象外のため、町の単独事業となります。そのため、実施にあたりましては、財政状況等の課題があり、今後対応を検討してまいります。【子ども課】

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】

子ども医療費助成制度の実施にあたっては、町単独ではなく安定した財源が必要と考えます。そのため、機会をとらえ県と意見交換をしていきたいと考えております。【子ども課】

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

子ども医療費無償化の年齢を、令和5年10月分診療分から18歳年度末まで引き上げて実施するにあたり、県に要請しております。【子ども課】

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】

こども医療費無償化の年齢を、令和5年10月分診療分から18歳年度末まで引き上げて実施いたします。また、こども医療費支給事業は、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために、健康保険診療分額につきましては、町が全額を負担しており、機会をとらえ県と意見交換をしていきたいと考えております。【子ども課】

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

一般会計は大変厳しい状況であり、子どもの均等割金額相当の財政支援につきましては難しいと考えておりますが、財政支援の対象となるよう国等に要請してまいります。【子ども課】

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

学校給食は大量調理であるため地元の農産物のみでは賄いきれませんが、今後もできる限り地元農産物を活用してまいります。また、学校給食費につきましては、現在、子育て世代の経済的負担を軽減するため、半額を町が負担しております。国の少子化対策も注視しつつ、財源を確保した上で無償化の実施に向けて検討してまいります。【子ども課】

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

相談や申請がためらわずに出来るよう、窓口やホームページにて工夫してまいります。

【福祉課】

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を發し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

相談時や申請時に、家庭環境や親族との関係性等についての聞き取りを十分に行い、その内容を実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。【福祉課】

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。【福祉課】

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで

良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。【福祉課】

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。【福祉課】

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。【福祉課】

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。【福祉課】

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業については、関係機関と連携し、必要な人に対し必要な支援が届くよう適切な状況把握に努めてまいります。【福祉課】